高次脳機能障害地域支援体制整備事業実施要領

１　事業の目的

高次脳機能障害者を支援するため、地域の中で支援拠点となる病院を指定し、院内に配置する支援コーディネーターを中心に、相談・技術支援、普及・啓発、人材育成、支援体制づくり等を実施する中で、地域支援ネットワーク体制の構築を行う。

２　実施主体

茨城県

３　実施方法

茨城県が指定した高次脳機能障害地域支援拠点病院に委託し実施する。

なお、高次脳機能障害地域支援拠点病院は公募により指定する。

４　委託事業の内容

高次脳機能障害について精通した支援コーディネーターを配置し、以下の事業を実施する。

（１）地域の支援機関等への相談・技術支援

・医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、医療ソーシャルワーカー等の多職種支援チーム体制を構築し、支援対象者及び対象機関に対して、高次脳機能障害が疑われる場合には、診断、検査等の院内調整を行う。

・上記の多職種支援チームで月１回、当該月の対応ケースや事業の進捗状況を確認するためのカンファレンスを実施し、その内容を茨城県高次脳機能障害支援センターに報告する。

・茨城県高次脳機能障害支援センターで受けた相談ケースについて、医療的な対応が必要なケースについては、その都度連携し対応する。

・院内において診断、治療、リハビリテーションを実施中あるいは終了した当事者に対し、継続的な支援が必要なケースについては、茨城県高次脳機能障害支援センターとその都度連携し対応する。

（２）地域の支援機関等の拡充に向けた普及・啓発

・地域の関係機関（医療機関、行政機関、福祉施設、教育機関、就労支援機関、職場、家族会等）への広報活動を行う。

・茨城県高次脳機能障害支援センターが作成した、パンフレットや小冊子等を院内受付等に設置し、対象となり得る患者様へ配布する。

・地域支援拠点病院のホームページに、茨城県高次脳機能障害支援センターのホームページをリンク設定する。

（３）地域の支援機関等における人材育成

・高次脳機能障害に関する研修会、事例勉強会等を企画、運営する。

・茨城県高次脳機能障害支援センター主催の研修事業へ協力する。

区　分	対　象	内　容
研修会	協力病院等の医療機関や行政・保健・福祉施設の医療従事者	医療従事者研修会（年１回） －高次脳機能障害に関する知識や対応方法等についての研修を行い、医療従事者の理解促進と資質向上を図る。
事例勉強会	協力病院等の医療機関や行政・保健・福祉施設の支援者	高次脳機能障害に関する事例勉強会（年１回） －病院入院・通院中や退院後のケース等をもとに、現場の具体的な支援方法に関する事例検討を行うことで、支援従事者の資質向上を図る。

（４）地域の支援機関等との支援体制づくり

・地域の関係機関を対象とした連絡会を企画、運営する。

・配置された支援コーディネーターは、国会議・勉強会、茨城県高次脳機能障害者支援地域協議会等へ参加する。

・茨城県高次脳機能障害支援センターが開催する地域支援拠点機関情報交換会に参加し、他の地域支援拠点病院の支援コーディネーターとの情報共有を行う。

区　分	対　象	内　容
連絡会	地域の関係機関（医療機関、行政機関、福祉施設、教育機関、就労支援機関、職場、家族会等）	支援機関・施設連絡会（年１回） －地域の支援機関・施設間で必要かつ有益な情報共有を行い、日常実務において、連携が取れる体制構築を図る。

（５）その他

・研修会開催実績や各事業実績等の報告は、所定の様式で茨城県高次脳機能障害支援センターに報告する。

５　委託業務の対象経費

上記４に掲げる業務を行うために必要であり、かつ通常業務と仕分けが可能な次の経費

（１）支援コーディネーターに係る人件費

・給与、通勤手当、社会保険料等の事業主負担

（２）その他事業費

・本事業に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、負担金等）

６　状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

７　留意事項

（１）受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

（２）受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡する。

（３）事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。

８　その他

本実施要領に疑義が生じたとき、又は本実施要領に定めのない事項についてはその都度、県と協議してこれを定めるものとする。